

## 令和元年第 11 回名取市教育委員会定例会 会議録

### 1 会議の年月日

令和元年 11 月 28 日（木）

### 2 会議の場所

名取市役所 6 階西側会議室

### 3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 佐藤 俊隆

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 荒井 龍弥

### 4 欠席した者

なし

### 5 説明のために出席した者

菊池教育部長、大友理事兼学校教育課長事務取扱、大友教育部次長兼庶務課長、  
大久保次長兼生涯学習課長、小松文化・スポーツ課長補佐、  
齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐

### 6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

（1）一般事務報告

（2）行事予定

日程第 4 専決事務報告

（1）令和元年度名取市一般会計補正予算（第 6 号）（教育費）に対する意見について

（2）名取市歴史民俗資料館条例に対する意見について

（3）名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について

（4）名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について

日程第 5 議 事

議案第 22 号 平成 30 年度教育委員会点検・評価について

議案第 23 号 令和 2 年度学校給食費の適正額についての諮問について

## 7 開会時刻

午後 3 時 15 分

## 8 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより令和元年第 11 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、追加案件専決処分案件 3 案件について報告します。本日配付しておりますお手元の議事日程をご覧ください。下線部のところになります。

本日の会議日程につきまして、名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、議事日程第 4 専決事務報告について(2)名取市歴史民俗資料館条例に対する意見について、(3)名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について、(4)名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見についての 3 案件について専決事務報告(1)の次に追加したいと思います。このことについてご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

次に、日程第 1 前回会議録の承認についてですが、10 月 25 日開催の第 10 回定例会会議録、については、先日各委員宛配布済みであります。この内容についてご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に、日程第 2 会議録署名委員の指名につきましては、佐藤委員並びに荒井委員を指名いたします。よろしくお願いします。

次に、日程第 3 教育長報告(1)一般事務報告について教育部長報告をお願いします。

菊池教育部長

それでは、議案資料は、2 ページから 4 ページになります。私から 1 点、10 月 25 日から 26 日にかけての豪雨対応について報告します。

10 月 25 日の状況ですが、当日は警戒本部事前打ち合わせを午前 11 時 45 分に開催し、12 時に 0 号配備とし、その後暴風警報・波浪警報・雷注意報が発令されたことから、16 時に 1 号配備により警戒本部を設置しました。同時に自主避難所を 7 か所、増田公民館、増田西公

民館、名取が丘公民館、閑上公民館、下増田公民館、愛島公民館、高館公民館に設置し、その後、防災無線、防災メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックで広報活動を行いました。

2回の台風・豪雨時に、教育部職員や学校教職員の配置が重なり職員の疲労が重なったことから、各部に自主避難所1か所に対し1名の職員の応援を要請し、公民館を自主避難所としました。その後、高館公民館への避難者がいないこと、土石流の危険区域が近いことから閉鎖し、高館小学校とみどり台中学校、相互台公民館に自主避難所を開設しました。

21時30分、避難勧告を出し4号配備。これは全職員が召集ですが、実際には一部職員のみを召集としました。ダム、河川の氾濫の可能性は低い状況でありました。このとき、自主避難所には最大24人の方が避難されていました。

10月26日午前6時50分時点で自主避難者が0名となったことから、午前7時に0号配備とし避難所を閉鎖しました。

今回の豪雨での被害は、谷津山の法面に若干被害があったことと、樽水ダムの県道名取村田線に倒木土砂崩れ被害が生じたことであります。

10月に3回の台風・豪雨があり、津波や地震とは対応が異なる対応を更に精度を上げる必要があるとの認識から、後日検証会議を開催し改善点を挙げて現在、担当課の防災安全課が改善のため対応しているところです。以上です。

瀧澤教育長

庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長事務取扱

3点お話しします。1点目は、2ページ15番、「志教育推進事業4校情報交換会」です。増田小、下増田小、増田中、名取北高の代表児童生徒が、各学校のあいさつ運動、志教育の取組について発表しました。発表の後、学校ごとに他校の取組の良さ、自分たちの学校に取り入れたいことについて話し合いを行い、まとめた発表で共有をはかりました。今回たくさんの質問が出されるなど意見交換が活発になされました。3年間継続して取り組んでいることの成果が見られました。

そのおかげもあって、3ページ38番「志教育支援事業第3回挨拶運動」は、これまで以上の子どもたちの頑張りが見られたところです。

2点目は、2ページ24番「第2回心のケアに関する研修会」です。県精神医療センターの吉田弘和先生から「学校不適應の子どもに教職員ができること」と題して、「子どもたちに関

わる大人がメンタルヘルスを保つことが必要であり、そのためには、ユーモアをもつこと、運動すること、人とのつながりを意識するなど、心のしなやかさを大切にしてほしい。」などとお話をいただきました。

3点目は、3ページの40番「研究主任者会研修視察」です。確かな学力向上推進事業の一環として市内の研究主任が、秋田市を視察してまいりました。秋田市教育委員会の指導主事の先生からは、秋田市が「自立と共生」の人づくりを大切にしていること、「徳育」を重視した教育活動を展開していることなどをうかがいました。午後は、旭川小学校の公開研究会の道徳の授業を参加しました。授業では子どもたちがのびのびと臆することなく発言する様子を見ました。先生方が子どもたちとの穏やかな関わりの中に自信をもって指導している姿を感じることができました。学ぶべきことが数多くあり、早速、学校に戻って自校の研究に生かしたいという思いを持つことができましたようです。以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課、お願いします。

大久保次長兼生涯学習課長

生涯学習課から3点報告させていただきます。はじめに3ページ45番です。11月16日から17日に1泊2日の日程で「わんぱく交歓研修会 in 名取」を行いました。上山市からは、小学生22名・ジュニアリーダー5名、名取市からは、小中学生43人・ジュニアリーダーがOG・OBを含め10人が参加いたしました。関上小中学校の八森校長先生からの震災に関連する講話や関上海岸のウォーキング。また、愛島もりあげ隊の協力を頂き、みちのくトレイルセンターで凧作りの体験学習などを通して、上山市と名取市の子どもたちとの友情、交流を深めることができました。

次に、4ページ54番・57番・61番・70番・73番・76番です。いずれも令和2年4月1日に施行される地方公務員法の改正に伴い、区長制度を担当する総務課と一緒に法律案の概要、新たな区長制度、新たな公民館職員体制に関する「地区別説明会」を11地区で開催いたしました。

法律案の概要・新たな区長制度は総務課が、新たな公民館職員体制については生涯学習課が担当し、ご意見やご提言を頂きました。昨日までの開催ということで意見などを現在取りまとめているところですが、公民館職員体制での主なご意見は、「統括担当職員と地域連携担当職員の役割がよくわからない」といった意見、「公民館の将来像との整合性」などについてでした。なお、おおむねは理解が得られたと捉えています。

3点目は、行事予定表に記載はありませんが、昨年12月に開館しました名取市図書館の来館者数が11月23日に30万人を達成しセレモニーを実施しました。記念すべき30万人の方方は、市内在住の中学3年生2名で記念品をお渡ししました。以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、復興ありがとうホストタウン推進室お願いします。

小松文化・スポーツ課長補佐

文化・スポーツからですが、2点ご報告させていただきます。2ページ目1番、10月26日土曜日、27日日曜日の両日に「第45回なとり文化芸術祭」が文化会館全館を使用して開催されました。開会式は2日目の27日日曜日午前10時から大ホールで行われ、前日からの作品展示、発表などと合わせて開催し、日曜日は芸能発表が開催され、両日とも盛大に終了したところでございます。今年度につきましては、高齢者施設の「愛の里」、「ウラヤス」にもご案内し広く周知に要したところでございます。参考までに2日間で延べ1200名の方のご来場をいただきました。ご出席いただきました委員の皆さんありがとうございました。

次に、3ページ53番と4ページ55番。11月18日月曜日と19日火曜日と両日にわたりまして小学校で「能楽体験アウトリーチ」、これは国立能楽堂の協力を得て実施しております。趣旨は、本物の芸術に触れる機会をつくるということですが、今年度は相互台、増田西、愛島、不二が丘の各小学校の6年生を対象に体験学習を開催しました。人数は4校合わせまして355名の児童に参加しています。以上です。

なお、復興ありがとうホストタウンからは特にありません。

瀧澤教育長

ただいまの行事報告についてご質疑等あればお願いします。よろしいでしょうか、

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

次に、(2)行事予定について教育部長、説明をお願いします。

菊池教育部長

議案資料は、5ページと6ページになります。

私からは、5ページの7番になります令和元年12月名取市議会定例会が12月4日に開会いたします。教育委員会関係の議案は、これから専決処分案件としてご審議いただきますが、令和元年度名取市一般会計補正予算（第6号）教育費について、名取市歴史民俗資料館条例について名取市公民館条例の一部を改正する条例について、名取市図書館条例の一部を改正する条例についての4か件でございます。一般質問の通告は、通告期限が本日11月28日となっておりますことから、一般質問の内容等につきましては、次回教育委員会定例会でご報告させていただきます。また、議会日程は、12月4日招集のため未定であります。

次に、次回の教育委員会定例会及び懇話会の日程ですが、後ほどの協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長、

庶務課からは特にございません

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長事務取扱

2点お話いたします。1点目は、5ページ21番「全国中学校駅伝大会」です。増田中学校が男女ともに県大会で優勝し、男子は3年連続、女子は2年連続の全国大会出場です。11月6日に選手17名が市長を表敬訪問し、意気込みを力強く発表しました。現在市役所1階に激励の横断幕を掲示しています。来週は名取駅東西通路に掲示する予定です。12月15日に滋賀県野洲市で開催される全国大会での活躍を市民全員で応援したいと考えています。教育委員会からは、瀧澤教育長と菊池部長が、現地での応援に出向きます。

2点目は、5ページ25番、市立学校第2学期終業式です。今年度は天皇誕生日が変更になったことに伴い12月23日が終業式となります。2学期の授業日数は各学校とも81日です。12月24日から1月7日まで15日間の冬季休業日です。以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

大久保次長兼生涯学習課長

生涯学習課から1点説明いたします。5ページ4番です。12月1日日曜日に「図書館まつり」を開催いたします。当日は、リサイクル本の無償提供や松ぼっくりでのクリスマスツリーの工作など様々な催しを予定しています。お時間があればご来場ください。以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、復興ありがとうホストタウン推進室お願いします。

小松文化・スポーツ課長補佐

文化・スポーツ課からは特にございませんが、復興ありがとうホストタウンから2点ご説明いたします。予定表には記載されておきませんが、1点目は12月18日水曜日13時30分から6階会議室において、第4回復興ありがとうホストタウン推進本部会議を開催いたします。市長を本部長とする庁内の組織です。主な内容は、先般10月1日に開催しました講演会及び交流会の実績報告、カナダへの表敬訪問の状況、また来年3月に開催する市民交流会などの確認と協議を行うことになっております。

2 点目、翌日 12 月 19 日木曜日になります。15 時から議会棟第 3 委員会室において第 4 回復興ありがとうホストタウン推進実行委員会を開催します。市長を会長とする市民、各種団体等からなる実行委員会です。内容につきましては先程申し上げました前日の本部会議の内容に加えまして、カナダ選手団との応援や交流事業について確認と協議を行う予定です。いずれにしましても限られた会議開催の中、準備に向けていろいろなことに対応していこうと思っております。以上です。

瀧澤教育長

ただ今報告のあった行事予定等について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第 4 専決事務報告に入ります。はじめに専決事務報告（1）令和元年度名取市一般会計補正予算（第 6 号）教育費に対する意見についてを議題とします。教育部長説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告（1）令和元年度名取市一般会計補正予算（第 6 号）教育費に対する意見についてですが、先にお配りしている議案資料の 7 ページから 11 ページになります。本件は、12 月 4 日に招集される名取市議会定例会に上程する予算議案ですが、令和元年 11 月 14 日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められましたが、教育委員会開催のいとまがなかったことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、11 月 15 日専決し、「異議がない」旨回答したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

補正予算の内容につきましては、議案資料 9 ページから 11 ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

はじめに歳入です。14 款 1 項 3 目災害復旧費国庫負担金、1 節教育施設災害復旧費ですが、249 万 3 千円の収入を見込むものです。これは台風 19 号で被害を受けた愛島小学校の災害復旧費で、このあと歳出の 11 款で説明いたしますが、愛島小学校の配膳室の災害復旧費と被害のあった公用車の購入に関する予算 374 万円の 3 分の 2 の額の 249 万 3 千円の国庫負担を見込むものです。

次に、歳出になります。10 款 1 項 2 目教育委員会事務局費になります。

はじめに 8 節報償費は、教育委振興基本計画策定委員会委員謝礼の増額になります。当初会議を 3 回予定していましたが、5 回開催することとしたもので、その不足額の 4 万 2 千円を増額補正するものです。13 節委託料は、教育振興基本計画策定にかかる市民調査委託料の

予算です。今般、委託料にかかる入札・契約が終了したことにより予算と契約額の間に請差がでたことから、その請差分 57 万 2 千円を減額するものです。次に 18 節備品購入費と 19 節負担金補助及び交付金です。これは今年 6 月に供用開始しましたこころのケアハウス（はなもも教室）にかかる予算となっております。18 節備品購入費では、開設に合わせて机や椅子などの施設用備品、必要な備品を整備しましたが、予算に残額が発生しました。一方で、19 節負担金補助及び交付金ですが、これは通学費補助金になりますが、はなもも教室に通学する児童生徒の通学費補助は、不足額が見込まれることから、今般 18 節備品購入費の残額分から 29 万 2 千円を移し、通学費補助に充てるものです。なお、対象となる児童生徒は 13 名を見込んでおります。

次に、10 款 2 項 1 目小学校の学校管理費です。7 節賃金は、プール監視補助員の賃金 101 万 8 千円の減額補正です。これは猛暑や天候不順によりプールの開放日が減少したことから、監視補助員に支払う賃金が少なくなり、減額補正となったものです。13 節委託料は、愛島台にかかる児童送迎委託料 1254 万 8 千円の減額補正です。委託料確定に伴う減額です。18 節備品購入費は、新年度に係る学校管理用備品を購入するため 350 万円を増額補正するもので、その主な内容は児童用の机や椅子で新年度の児童数増加と汚損や破損したものを更新するための増額補正となります。

次に、10 款 2 項 2 目小学校の教育振興費です。13 節委託料は、児童送迎委託料 3 万 4 千円を増額補正です。10 月に実施した「こころの劇場」なとり公演児童等送迎委託料で、委託料が確定しましたが、不足額が生じたことから今般不足額を補正措置したものです。なお、支払いにつきましては予算調整にて支払処理しております。18 節備品購入費は、新年度に係る教育用備品を購入するため 36 万円を増額補正するものです。これはクラス増加に伴うものですが、下増田小学校・増田西小学校の特別支援教室にかかる椅子や机などの備品及び、愛島小学校にオルガン 1 台を購入するものです。

次に、10 款 3 項 1 目中学校管理費です。主な補正の原因は、さきに説明をいたしました小学校管理費と同様の理由によるものです。7 節賃金は、プール監視補助員賃金 31 万 1 千円の減額補正ですが、猛暑等によりプールを開放した日が減少したことによるものです。13 節委託料は、相互台にかかる生徒送迎委託料の 1818 万 7 千円の減額補正です。委託料確定に伴う減額です。18 節備品購入費は、新年度に係る学校管理用備品を購入するため 132 万円を増額補正するものです。その主な内容は、生徒用の机や椅子で新年度の生徒数増加と汚損や破損したものを更新するための増額補正となります。

次のページになります。10 款 3 項 2 目中学校の教育振興費です。11 節需用費は、修繕料 6 万円を増額補正するものですが、今年の夏に外国語指導助手が入れ替わりましたが、そのときに賃貸していたアパートについて ALT の交代に係るハウスクリーニングの経費を補正したものです。13 節委託料は 1 万 2 千円を増額補正ですが区域外就学にかかる委託料です。新年度堀内地区から岩沼市の中学校に通学する生徒に要する委託料で単価は岩沼市との協定によるもので 1 名分の予算になります。19 節負担金補助及び交付金は、各種大会出場助成金の 340 万の増額補正です。今年も増田中学校が全国駅伝大会に出場することとなりました。ほかに各種大会への出場を果たし、今後も出場が見込まれることから全部で 11 件分を見込み増額



補正するものです。

次に、10款4項1目義務教育学校管理費です。主な補正内容は、さきに説明をいたしました小学校中学校の管理費と同様になります。7節賃金はプール監視補助員賃金17万8千円の減額補正、これは猛暑等によりプールを開放した日が減少したためです。13節委託料は、閑上小中学校の児童生徒通学送迎委託料及び、被災児童生徒通学送迎委託料1881万2千円の減額補正は、これも委託料確定に伴う減額です。18節備品購入費は、新年度に係る学校管理用備品を購入するため189万円を増額補正するもので、その主な内容は、生徒用の机や椅子で新年度の児童生徒数増加に対応するための増額補正となります。

次に、10款4項2目義務教育学校の教育振興費です。11節需用費は修繕料12万4千円を増額補正するものです。中学校振興費同様の理由ですが、外国語指導助手が入れ替わったことによりアパートのハウスクリーニングの経費を補正したものです。18節備品購入費78万円は、新年度にクラスが増加することが予想されることからテレビやテレビ台、オルガンなどを購入するものです。

次に、10款6項1目保健体育総務費、14節使用料及び賃借料7万円です。今般、就学时健診断の実施にあたり学校医でありました耳鼻科の綿貫校医にお願いしようとしたところ綿貫校医が退任され不在となりました。そのため名取市医師会と相談したところ東北大学から医師派遣が可能となったことから、医師派遣に伴う自動車借上げ代タクシー代ですがこれを補正するものです。

次に、10款6項2目体育振興費、11節需用費、修繕料の130万円ですが、市民球場の非常用放送設備を更新するものです。今般、市民球場の消防点検がありましたが、その際消防当局から非常用放送設備の不備を指摘されました。業者に修理依頼しましたが、既存の設備は、すでに部品の保存対応期間が経過し、故障が認められる箇所のみでの修理ができないことから、設備一式を更新するものです。

次に、10款6項3目学校給食費です。18節備品購入費の増額補正ですが、これは学校給食用備品購入費34万円の増額補正となっております。その内容は、新年度のクラス増に伴うもので配膳台3台増田中学校1台、閑上小中学校2台、L型運搬車2台閑上小中学校2台を購入するものです。

次に、11款6項5目公立学校施設災害復旧費ですが、台風19号による愛島小学校の災害復旧にかかる予算となります。愛島小学校では、大雨が流れ込み床上浸水の被害となりました。先の補正予算で消毒等の作業が終了しておりますが、1階配膳室の床に不具合が生じており床シートの張替をすることとしております。また、日常的に使用している公用車が水没し使用不可能となりました。現在は、愛島公民館などの公用車を借りるなど対応をとっておりますが新たに購入する必要があります。これら復旧に要する予算として15節工事請負費で202万6千円、公用車購入として18節備品購入費で171万6千円など合計382万5千円を措置するものです。

次のページになります。最後になりますが債務負担行為についての説明となります。来年東京オリンピック2020が開催されます。今般、東日本大震災被災3県向けチケットとして、宮城スタジアムで開催されるサッカー観戦チケット24枚分と東京のオリンピックスタジア

ムで開催されますパラリンピック陸上競技の観戦チケット 10 名分を購入するものであります。今年度中に購入契約を行います。支払いが令和 2 年度となるため、このチケット購入に要する経費として 12 万 3 千円の債務負担行為を設定するものであります。

以上、教育費関係について、歳入予算は 249 万 3 千円の増額、歳出予算合計は、3456 万 9 千円の減額、12 万 3 千円の債務負担行為を設定する補正予算となります。説明は、以上です。

瀧澤教育長

ありがとうございました。只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告（1）令和元年度名取市一般会計補正予算（第 6 号）教育費に対する意見については、報告のとおり承認といたします。

瀧澤教育長

次に、追加案件の専決事務報告（2）名取市歴史民俗資料館条例に対する意見についてを議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告（2）名取市歴史民俗資料館条例に対する意見についてですが、議案資料は、本日配付の追加議案資料の 2 ページから 5 ページになります。本件は 12 月 4 日に招集される名取市議会定例会に上程する新規条例議案であります。令和元年 11 月 26 日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められましたが、本日の教育委員会定例会の開催を待つことができなかつたことから名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、11 月 26 日付で専決処分し、「異議がない」旨回答したので、同条第 2 項の規定により、報告するものです。条例の内容につきましては、文化スポーツ課から説明をいたします。

瀧澤教育長

文化スポーツ課説明をお願いします。

小松文化・スポーツ課長補佐

追加議案の 4 ページをご覧ください。当該資料館につきましてはご案内のとおり令和 2 年春の開館を目指して整備を進めておりますことから、今般 12 月 4 日開会の 12 月市議会に施設設置条例を提案することとしているものです。

条文についてです。第 1 条は、条例の趣旨としまして、根拠法令を記載しているものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条及び、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定が根拠法になっております。第 2 条で資料館の設置目的を、第 3 条で資料館の名称及び位置を規定するものです。第 4 条は、資料館において行う業務について規定するものです。1 号から 7 号まで記載しておりますが、主なものとして考古資料等の収集、整理、保管、展示公開などを規定しております。第 5 条は、資料館に配置する職員。第 6 条は、観覧料を無料とすること。第 7 条は、詳細事項は規則で定めることを規定しております。最後に、附則です。本来開館日が施行日ということになりますが、開館日の日にちが来年 4 月下旬ということで目標を考えておりますが、日にちは具体的に確定しておりませんので施行日につきましては、公布の日から 6 ヶ月の範囲内と期間を設けて規定するものです。以上で説明を終わります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。さきほどの総合教育会議で議題になりましたが、いかがですか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告（2）については、報告のとおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告（2）名取市歴史民俗資料館条例に対する意見については、報告のとおり承認いたします。

瀧澤教育長

次、専決事務報告（3）名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見についてを議題といたします。ここから大友教育部次長兼庶務課長、説明をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

専決事務報告（3）名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見についてですが、議案資料は、本日配付の追加議案資料の 6 ページから 7 ページになります。併せて別冊資料専決事務報告（3）、（4）資料、これは新旧対照表になりますが、これをご覧ください。本件は、先の（2）の専決事務報告と同様、12 月の名取市議会定例会に上程する条例議案であります。令和元年 11 月 26 日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基

づき、市長から意見を求められましたが、本日の教育委員会定例会の開催を待つことができなかったことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、11月26日付で専決処分し、「異議がない」旨回答したので、同条第2項の規定により、報告するものです。なお、改正内容につきましては、生涯学習課から説明をいたします。

瀧澤教育長

生涯学習課長説明をお願いします。

大久保次長兼生涯学習課長

名取市公民館条例の一部を改正する条例の改正内容につきましては、地方公務員法が改正され、地方公務員法第3条3項3号の特別職非常勤職員の要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度導入が義務付けられ、令和2年4月1日から法律が施行されることに伴い、館長を非常勤職員とすることができなくなったため、第5条第2項の「館長は、非常勤とすることができる」規定を削除するものです。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(3)については、報告のとおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(3)名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見については、報告のとおり承認といたします。

次、専決事務報告(4)名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見についてを議題といたします。大友教育部次長兼庶務課長説明をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

専決事務報告(4)名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見についてですが、議案資料は、本日配布の追加議案資料9ページから11ページになります。併せて別冊資料専決事務報告(4)資料新旧対照表をご覧ください。本件についても先の(2)、(3)の専決事務

報告と同様、12月の名取市議会定例会に上程する条例議案であり、令和元年11月26日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められました。本日の教育委員会定例会の開催を待つことができなかつたことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、11月26日付で専決処分し、「異議がない」旨回答したので、同条第2項の規定により、報告するものです。なお、改正内容につきましては生涯学習課から説明をいたします。

大久保次長兼生涯学習課長

11ページと同じ資料で説明してまいりますが、名取市図書館条例の一部を改正する条例の改正内容につきましては、公民館条例の改正と同様に地方公務員法が改正に伴い、館長を非常勤職員とすることができなくなったため、第5条第2項の「館長は、非常勤とすることができる」規定を削除するものです。

現在の図書館館長は、これまで市職員が担っており条例改正により体制等に影響はありませんが、条文を整理するものです。施行期日につきましては、公民館条例の一部改正条例と同じですが、令和2年4月1日からとするものです。

瀧澤教育長

さきほどの専決事務報告(3)と同様の理由による一部改正になりますが、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(4)については、報告のとおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(4)名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見については、報告のとおり承認といたします。

次に、日程第5議事に入ります。議案第22号 平成30年度教育委員会点検・評価について大友教育部次長兼庶務課長をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

議案第22号 平成30年度教育委員会点検・評価についてですが、資料は先にお配りして

いた議案資料の 12 ページと、別冊の平成 30 年度名取市教育委員会点検・評価報告書となります。本件につきましては、9 月の定例会後の協議において事務局作成の素案の説明をし、10 月の定例会後の協議の際には内容の確認をしていただきました。その後、11 月 13 日に学識経験者として選任いたしました岡田郁子氏と高橋澄夫氏に対し内容について説明を行いヒアリングが行われました。なお、両氏からはご意見をいただき、報告書の 30 ページ 31 ページに掲載しているところであります。

報告書の内容につきましては、前回から一部修正した事項があります。報告書の 21 ページになります。こどもミュージカルに関する記述を削除しております。これはこどもミュージカルの運営が市主催でないことから、ほかの団体等の均衡をはかるため、今回の報告書から削除することとしたものです。

なお、この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、議会に提出するとともに、市のホームページによる公表を行うこととなります。説明は、以上となります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。修正にあった点についてもよろしいでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

議案第 22 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 22 号 平成 30 年度教育委員会点検・評価については、原案のとおり承認といたします。

次に、議案第 23 号 令和 2 年度学校給食費の適正額についての諮問についてを議題といたします。大友教育部次長兼庶務課長説明をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

議案第 23 号 令和 2 年度学校給食費の適正額についての諮問についてですが、資料は 13 ページと 14 ページです。そのほか、別冊で配布しております議案第 23 号資料をご覧ください。議案第 23 号につきましては、令和 2 年度学校給食費の適正額について、名取市学校給食運営審議会条例第 2 条の規定に基づき、名取市学校給食運営審議会に議案資料 14 ページの案

により諮問することについて、ご審議をお願いするものです。以上ですが、諮問の概要等について学校教育課から説明をお願いします。

大友理事兼学校教育課長事務取扱

お手元の議案第 23 号資料により説明をまいります。昨年度、学校給食運営審議会からの答申を受け、学校給食費を小学校が 255 円から 10 円値上の 265 円に、中学校は 310 円から 15 円値上げし、325 円で答申を受け、今年度小学校 265 円、中学校は 325 円で給食を提供しています。値上げの理由は、物価の高騰と昨年話題になりました栄養量の充足率の確保によるものです。

今年度 12 月 24 日に第 1 回目の会議をし、教育委員会から諮問いたし、年明け 1 月 10 日に第 2 回目の会議を開催し、答申を受けるという準備を進めているところです。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

佐藤教育長職務代行委員

消費税は、食材では 10% かかるのですか。軽減税率で 8% ではないのでしょうか。

大友理事兼学校教育課長事務取扱

軽減税率で食材は 8% ですが、運搬料などについては、10% の消費税率になるということで、このような現し方にしています。

佐藤教育長職務代行委員

材料費を表すために計算上このような形になったということですね。

大友理事兼学校教育課長事務取扱

はい。

瀧澤教育長

他にありませんか。

佐藤教育長職務代行委員

今回上がる可能性もあるのでしょうか。

瀧澤教育長

その辺は審議会委員の皆様の審議によりますけれども、昨年度 10 円、15 円値上げしたばかりだという状況も十分踏まえてご審議をいただくということになります。

大友理事兼学校教育課長事務取扱

栄養量の充足率については、小学校は何品目か 90%台というものもありますが、ほぼ充足率は足りている状況です。中学校についても年間を通せば 9 割近くなるというところの数値は持っていますが、若干ビタミン等で 80%台のものがあると伺っております。

瀧澤教育長

仙台市では 40 円の値上げで、充足率 100%と言っておりますが、そこまでの値上げはちょっと難しいという話ですね。このような資料や今年度のいろいろな賄材料にかかるパン、ごはん、牛乳の価格の推移、青果物の推移。そういった資料を審議会委員の皆さんにご覧いただいた上で判断していただき、答申をいただくことになるかと思えます。

教育委員の皆様には、給食費について質問などあればお伺いしますが、よろしいですか。

瀧澤教育長

なければ、議案第 23 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 23 号 令和 2 年度学校給食費の適正額についての諮問については、原案のとおり承認といたします。

本日の議案は、以上であります。以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 4 時 11 分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和元年 1 2 月 2 3 日

署名委員 佐藤 俊隆

署名委員 荒井 龍弥